

所得補償共済

告知義務・通知義務等

(1) ご契約に際しての注意事項

共済契約者または被共済者はご契約に際し、当組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、既に発生している疾病・傷害については共済金をお支払いできないことがあります。

(2) ご契約金額のご確認

ご加入いただける口数は、被共済者1人につき、最高20口までとなっております。

(3) ご契約後の留意事項

ご契約の締結後に、ご契約者の住所を変更される場合には、取扱代理所にご通知ください。ご通知いただかないと、ご契約、お支払いに支障がでることがあります。

(4) 事故発生のご連絡

被共済者が身体障害を被った場合は、その原因となった身体障害の発生の日から、その日を含めて30日以内に取扱代理所にご連絡ください。正当な理由がなく通知が遅延したり、事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合には、共済金を減額してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

用語解説

●「所得」とは

業務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

●「平均月間所得額」とは

免責期間が始まる直前12ヵ月における被共済者の所得の平均月間額をいいます。

●「就業不能」とは

傷害または疾病を被り、その治療のため入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、業務に全く従事できない状態をいいます。

●「入院」とは

医師による治療が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「免責期間」とは

継続して就業不能となった7日間をいい、この期間は共済金支払いの対象とはなりません。

●「てん補期間」とは

免責期間終了日の翌日から起算した12ヵ月の期間をいいます。

共済金をお支払する場合

共済期間中に傷害または疾病によって就業不能になったとき。（被共済者の方が亡くなられたり、傷害または疾病が治癒した後の共済金は支払われません。）

共済金をお支払できない主な場合

- イ、故意または重大な過失による傷害および疾病
- ロ、自殺、犯罪または闘争行為による傷害および疾病
- ハ、麻薬、アヘン、大麻または覚醒剤、シンナー等の使用による傷害および疾病
- ニ、妊娠、出産、早産、流産およびこれらによる傷害および疾病
- ホ、戦争、暴動等および核燃料物質による傷害および疾病
- ヘ、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛ですけれども他覚症状のないもの
- ト、精神病、アルコール依存および薬物依存などの精神障害

当組合における個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報の利用目的について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- ①共済契約の引受け、管理・履行、共済金の支払および付帯サービスの提供。
- ②共済事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）。
- ③当組合、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等の共済商品・金融商品・各種サービスの案内・提供。

(2) 個人情報の第三者提供について

当組合は、ご契約者から提供された情報について、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供させていただきます。

- ①上記（1）に定める利用目的の範囲内において、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、当組合の提携先企業・団体等と共同利用する場合。
- ②共済契約の適正な引受け、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止するため、共済団体・保険会社等の間において、共済契約、共済事故、共済金請求または共済金支払等に関する情報を交換する場合。
- ③共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・調査会社、共済団体・保険会社・当事者等の関係先に提供する場合。
- ④再共済契約の締結または再共済金の受領等のため、再共済取引先に対して再共済契約上必要な情報を提供する場合。

●ご加入にあたってのご注意

- 所得補償共済金は、1ヵ月あたりの休業補償額です。補償共済金の設定にあたっては、被共済者の平均月間所得額の範囲内で加入口数をお決めください。
- 共済掛金は、年令・職種に関係なく一律ですが、危険度の高い職種に従事されている方（例えば高所作業者）は加入口数の引き受けを制限させていただきます。

●ご契約の際のご注意

- 共済契約申込書（健康状態通知書を含みます。）の記載事項が事実と相違している場合には、共済契約が解除されるかまたは共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 共済掛金領収前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

※このパンフレットは、所得補償共済の概要を説明したものです。

せんのでご注意ください。

- 所得補償共済金が事故直前12ヵ月間の平均月間所得額よりも高いときは、その超えた加入口数の所得補償共済金はお支払いできませんのでご注意ください。

詳しい内容については、当組合または下記の取扱代理所におたずねください。また、ご契約に際しては「所得補償共済普通共済約款」をご参照ください。

●万一事故が発生した場合

- 被共済者の就業不能期間が始まったときは、共済契約者は、就業不能期間が開始した日から30日以内に傷害または疾病の状況を当組合または取扱代理所にご通知ください。

中小企業者 のための 所得補償共済

お問い合わせ先は

三重県中小企業共済協同組合

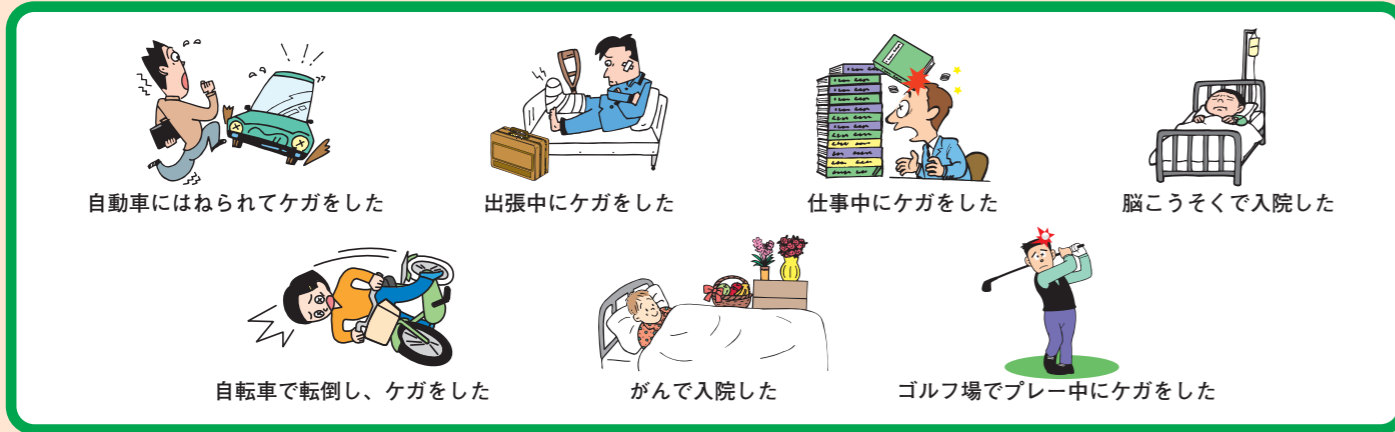
- 本部・津営業所／〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL (059)228-7128 FAX (059)225-9226
<https://www.kenkyosai.or.jp>
- 四日市営業所／〒510-0085
四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL (059)353-0810 FAX (059)352-8276
- 東紀州営業所／〒519-3611
尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階
TEL (0597)23-2949 FAX (0597)23-2952

お取り扱い代理所

三重県中小企業共済協同組合

もし、あなたの企業の役員および従業員の方が 病気やケガで働けなくなった場合どうしますか？

「所得補償共済」は、万一企業の役員および従業員の方が病気やケガで働けなくなったときの所得を補償する制度です。



本制度の特色

- 1 企業が共済契約者かつ共済金受取人の場合、被共済者である役員ならびに従業員の方が病気やケガで就業不能となったときに伴う企業の出費を補うことができます。
- 2 共済掛金は、年令・職種に関係なく一律です。
- 3 補償額も他の補償制度に比べ高額補償となっております。
- 4 共済金の支払いは、迅速でしかも1ヵ月単位でお支払いいたします。
- 5 加入時現在医師の加療中の方を除いて健康で正常に就業していれば、健康に関するご質問にお答えいただくのみでご加入できます。
- 6 地震・噴火または津波などの天災による病気やケガの就業不能も補償します。

加入資格

- 企業の役員ならびに従業員で、満15才以上満65才未満の方に限ります。ただし、満70才まで継続延長することができます。

契約の期間

- 共済期間は、加入日の午後4時から1年間とし、以後毎年自動的に継続します。

補償の範囲

- 業務上業務外を問わず、共済期間中に病気またはケガによって入院したり、自宅療養（医師の指示による入院に準じる自宅療養）のため、8日間以上継続して、現在のお仕事に全く従事できなくなったとき、8日目以降の就業不能期間1ヵ月間につき、加入いただいた年令の月額補償共済金をお支払いいたします。（ただし、12ヵ月を限度とします。）

● 毎月の共済掛金 一口あたり 500円

● 1口あたりの年令別月額補償額および日額補償額表

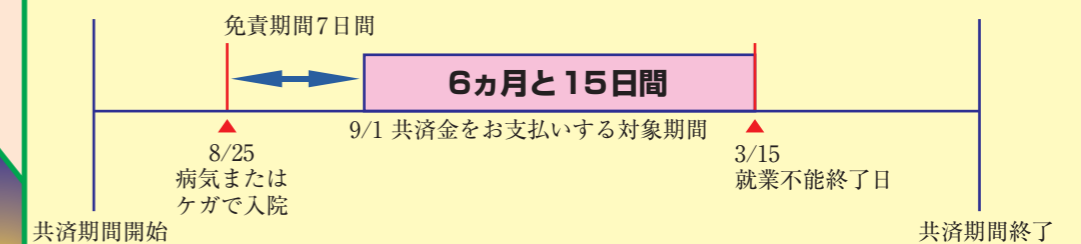
年令別	月額補償額	日額補償額
満15才以上満20才未満	97,500円	3,250円
満20才以上満25才未満	66,900円	2,230円
満25才以上満30才未満	59,400円	1,980円
満30才以上満35才未満	48,000円	1,600円
満35才以上満40才未満	38,400円	1,280円
満40才以上満45才未満	30,900円	1,030円
満45才以上満50才未満	25,800円	860円
満50才以上満55才未満	22,200円	740円
満55才以上満60才未満	20,700円	690円
満60才以上満65才未満	19,800円	660円
満65才以上満70才未満	15,600円	520円

● てん補期間 1年

● ご加入いただける口数

加入口数は、被共済者1人につき、最高20口まで加入することができます。ただし、被共済者の平均月間所得額が限度となりますので、この範囲でお決めください。（平均月間所得額を超えた場合、その超えた補償額については、共済金が支払われません。）

例 35才の方が5月20日に5口加入し、病気またはケガで8月25日から入院等により、翌年3月15日まで就業不能となった場合



就業不能期間（6ヵ月と15日間）の場合

お支払共済金
 月額補償額 日額補償額 口数
 $(38,400円 \times 6ヵ月 + 1,280円 \times 15日) \times 5口 = 1,248,000円$

※ただし、月額の補償額が被共済者の平均月間所得額（ボーナスを含め、年収の12分の1）を超えた場合の超過額については、共済金が支払われません。

共済金のお支払い例